

ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり

= “誰もがいきいき暮らせる福祉の推進” =

新 3 期地域福祉実践計画

【平成 30 年度～平成 34 年度】

平成 30 年 6 月

社会福祉法人 八雲町社会福祉協議会

はじめに

近年、私たちの地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化、核家族化、近所づきあいの希薄化など大きく変化しています。また、児童や高齢者の虐待、高齢者世帯の増加など地域における福祉課題も多様化しています。

これら地域での新しい生活課題に柔軟に対応し、さらなる地域福祉の推進を図るためには、地域住民・町内会・福祉施設・福祉団体・ボランティア・サービス事業者・各種団体、そして行政や社会福祉協議会・民生委員児童委員が力を合わせ、より緊密な連携を深め、地域が一体となったまちづくりを進めていくことが必要であります。

社会福祉法に「地域福祉を推進する団体」として位置づけられている社会福祉協議会は、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を推進していくことを使命とし、これまで第3期・新2期にわたり、時代の大きな変化、新たな福祉課題に対応すべく地域福祉実践計画を策定し、各種事業に取り組んできたところであります。

そこで、新たな地域福祉実践計画の策定にあたり、この度、八雲町が策定いたしました「第2期八雲町総合計画」「第3次八雲町障害者計画」「第4期八雲町障害者福祉計画」「八雲町高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」との整合性を図り今後5年間の方向性を盛り込むとともに、社協役員による地域福祉実践計画策定委員会を設置し、新2期地域福祉実践計画の内容を検証しながら、新たに平成30年度から平成34年度までの計画期間とする「新3期地域福祉実践計画」〈基本理念〉～ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり～ 〈スローガン〉＝誰もがいきいき暮らせる福祉の推進＝を策定いたしました。

一方では介護保険事業収入の減少などにより、本会の財政基盤は厳しい環境に置かれており、今後この対応が大きな課題となっております。

今後は、地域住民がお互いに支え合い、誰もが安心して暮らせるまちの実現に向け、そして、長寿社会の到来を素直に喜ぶまちになるために、生涯健康を保つ高齢者の増加を願い、行政や社会福祉協議会を中心として、各関係機関の連携を強化し地域福祉の推進に取り組んでまいります。

平成30年6月

社会福祉法人八雲町社会福祉協議会
会長 秋 松 等

目 次

1	地域福祉実践計画について	P 3
2	社協の現状と課題	P 4
3	計画の基本的考え方	P 5
	(1)計画の名称	P 5
	(2)計画の設定期間	P 5
	(3)基本理念	P 5
	(4)基本目標	P 5
	(5)主な取り組み	P 6
4	計画の推進について	P 9
5	新3期地域福祉実践計画体系図	P10
6	新3期地域福祉実践計画具体的な施策・年次計画	P11
	基本目標 1	P11
	基本目標 2	P14
	基本目標 3	P17
	基本目標 4	P21
	基本目標 5	P24
7	新3期地域福祉実践計画策定委員名簿	P28
8	新3期地域福祉実践計画策定委員会開催状況	P28

1 地域福祉実践計画について

近年、私たちの地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化、核家族化、近所づきあいの希薄化など大きく変化しています。また、児童や高齢者の虐待、高齢者世帯の増加など地域における福祉課題も複雑多様化しています。

このような状況の中、地域の課題を、地域で把握し、地域で主体的に解決を図るために、個人の尊厳を重視し、共に支え合い、助け合いながら、誰もが住み慣れた地域で、いきいきと安全に安心して生活できる福祉の推進が求められています。

こうした中で、八雲町社協は、社会福祉法に位置づけられている「地域福祉を推進する団体」として地域住民、行政、町内会、福祉施設、福祉団体、ボランティアなどと連携・協働しながら、今日まで地域福祉の推進に努めてまいりました。

八雲町の総人口は平成29年11月末時点で、16,989人で、今後さらに人口の減少が予想され、高齢化率においても32.0%から増加が進むものと推計され、地域の活性化や町民相互のつながりが今後ますます重要となってきます。

そのため、社協が果たすべき必要な事業活動や組織基盤等のあり方について、八雲町が策定した「第2期八雲町総合計画」と「八雲町高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」、「第3次八雲町障害者計画」等との整合性を図るとともに、地域福祉を取り巻く環境の変化に対応するため、今までの計画を検証し、地域資源を有効に活用しながら、人と人とのつながりを見直し、お互いに支え合うことができる地域づくりを実現するための方策として、さらに地域の独自性を生かしつつ、その道筋を確かなものにすべく「新3期地域福祉実践計画」を策定したものであります。

この計画は、自らの組織の強化とともに、より良い地域福祉を目指す活動を担う地域住民や福祉団体・ボランティア団体等の自主的・自発的な活動の行動計画でもあります。

今後、社協の取り組みにおいて、その実行を第一義的に果たしていかなければなりません。

2 社協の現状と課題

八雲町社会福祉協議会（以下社協）は、「地域福祉を推進する団体」として、地域住民の主体的な参加により、生活の拠点である「地域」において共に助け合い、誰もが安心して充実した生活が送れるような、「福祉のまちづくり」の推進に取り組んでおります。

平成17年10月八雲町と熊石町の合併に伴い平成18年4月に社協も合併し、八雲地域に本所を熊石地域に支所を置き、それぞれの地域の特性を踏まえ、福祉のまちづくりをめざし地域福祉活動を中心に事業運営を行ってきています。

八雲町社協の事業運営は、大きく分けると法人運営、地域福祉・在宅福祉推進、介護保険事業所（居宅介護支援・通所介護・訪問介護の三事業）経営となっております。

このうち法人運営の財源は、平成28年度決算では52%が町からの補助や受託事業費となっている現状にあります。介護保険事業は、一部町の支援はあるものの介護報酬単位の大幅な減額があったことから収入の確保や支出の抑制等を図り、信頼される運営に努めてまいりましたが、残念ながら三事業のうち二事業（居宅介護・通所介護）では利用者が減少したことにより計画達成ができず、厳しい決算状況となりました。

八雲町社協が、これからも引き続き地域福祉の中核的役割を果たしていくためには、財政基盤の確立とともに、職員の資質向上や専門性のあるスタッフの養成（育成）・確保などを図ることが大きな課題であります。

地域福祉は支え合い活動であることから、福祉団体やボランティア団体等の育成支援や人材発掘を図り、福祉の担い手の確保も重要であります。

また、地域住民による福祉活動を支援する団体として、町内会や関係機関・団体との連携・協働・支援し合いながら活動及び推進していくことがますます重要となっております。

これらの事業推進にあたっては、継続事業の一層の充実はもちろんですが、次代のニーズにあった事業の発掘や展開も望まれており、それに応えるための体制づくりなどの整備とともに、地域福祉活動の柱となるべき新たな目標と計画が重要であります。

本計画に対し、一般市民が認知度を高めその必要性について理解してもらうためには、あらゆる機会や場を通して一般市民へ周知していくことが不可欠であり、そのためには社協の発信力を一層強化していくことが大切です。

また、こうした行動は社協としての明確な活動指針や自らの存在意義を示すこととなり、社協が果たすべき今日的役割でもあります。

3 計画の基本的考え方

(1) 計画の名称

「新3期地域福祉実践計画」

現計画は、新2期計画（平成25年度～平成29年度）となっているが、新八雲町社協が設立して3度目の計画策定となることからこの名称とした。

(2) 計画の設定期間

平成30年度～平成34年度までの5年間とします。

(3) 基本理念

「ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり」

スローガン「誰もがいきいき暮らせる福祉の推進」

北海道社協の提唱する共通目標や全道の社協との連動・連携の重要性から現基本理念である「ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり」を継承するとともに、第2期八雲町総合計画における地域福祉促進のテーマである「誰もがいきいき暮らせる福祉の推進」を新スローガンとして設定いたしました。

今、少子高齢化や核家族化の進行、地域で相互に支え合う意識や連帯感の希薄化、また、ひきこもりなどの社会的孤立の問題、経済的困窮や低所得の問題、さらに権利擁護の問題など、地域における生活課題が深刻化し、これらへの対応が求められています。

このため、これら様々な諸問題を解決するため、八雲町社会福祉協議会が地域住民による地域福祉活動を支援する団体として、助言、情報提供、援助を行うとともに、地域住民、行政、町内会、民生・児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア、NPOなどと問題意識を共有し、解決のために協働、連携しながら、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心していきいき暮らせるために、共に支え合いながら、みんなで地域福祉を推進していこうという願いが、この基本理念とスローガンに込められています。

(4) 基本目標

基本理念を実現するため、次の5つの基本目標を掲げ計画を推進していきます。

基本目標1 ～地域みんなで取り組むこと～を計画しました。
「住民参加・協働による福祉活動の促進」

基本目標2 ～社協が支援すること～を計画しました。
「地域に根ざした福祉活動の充実」

基本目標3 ～福祉サービスとして社協が取り組むこと～
を計画しました。
「安心して利用できる福祉サービスの実現」

基本目標4 ～社協が仕掛けます“福祉のこころ醸成”～
を計画しました。
「人に優しいまちづくりへの展開」

基本目標5 ～社協内部で取り組むこと～を計画しました。
「地域福祉推進のための社協組織運営体制の強化」

(5) 主な取り組み

基本目標を推進していくため、それぞれの基本目標に主な取り組み事項を定めて実践していきます。

【基本目標1】 ～地域みんなで取り組むこと～を計画しました。
「住民参加・協働による福祉活動の促進」

住み慣れた地域で安心していきいき暮らすことのできるまちづくりを推進していくためには、地域住民が主体となって活動するという意識を持つとともに、これまで取り組んできた「小地域福祉活動」をさらに推進し、地域のつながりを再構築するため関係機関と連携・協働し、相談・サービス体制の強化・充実に地域の皆さんとともに取り組みます。

《主な取り組み》

- 1 住民参加、地域福祉への理解と意識づくり
- 2 小地域福祉活動の推進
- 3 地域における生活課題に対応するための協働、連携の場づくり

【基本目標2】 ～社協が支援すること～を計画しました。
「地域に根ざした福祉活動の充実」

地域福祉活動を推進していくためには、地域を担う核となる人材の発掘や、育成を図るほか、福祉活動への参加促進のため、情報提供をおこない、地域の組織化、ネットワークづくり等を関係団体と連携を図り、福祉活動

の活発化、支援体制の整備に取り組みます。

《主な取り組み》

- 1 地域の生活課題に向けた支援の取り組み（アウトリサーチ）
- 2 ボランティア・NPO活動等の推進

※アウトリサーチ …… 地域に出向いて行くこと。

【基本目標3】 ～福祉サービスとして社協が取り組むこと～
を計画しました。

「安心して利用できる福祉サービスの実現」

福祉サービスを利用している方々が、適切に、かつ安心してサービスを受けることができるよう、利用者の立場に立ち、地域における生活課題への総合相談・生活支援体制の構築並びに多様な社会資源の情報提供・連絡調整を行うとともに、制度的なサービス並びに、制度の狭間の生活課題への支援活動の充実を図るため、専門組織・専門職との連携を進めながら各種事業に取り組んでまいります。

また、絶えず利用されている方々の声を聞きながら、その意見をサービス提供に活かせるよう行政と連携を図り利用者の擁護体制づくりに努めます。

さらに、介護保険事業所の運営にあたっては、健全経営に努め適切な事業運営に取り組んでいきます。

《主な取り組み》

- 1 福祉啓発、情報提供体制の整備
- 2 相談支援体制の強化
- 3 自立生活の支援
- 4 在宅福祉サービス等の充実
- 5 介護保険事業等の充実

【基本目標4】 ～社協が仕掛けます“福祉のこころ醸成”～
を計画しました。

「人に優しいまちづくりへの展開」

高齢者・障がい者・児童などすべての町民が個人として尊重され、様々な社会活動に主体的に参画できるよう、町民や事業者が協働し、啓発事業などに取り組みながら、優しさを育む福祉のまちづくりを推進します。

優しさを育む心の醸成を目的とした事業等を実施し、「福祉教育（共育）」の推進に努めます。

高齢者や移動制約者、生活困窮者に対しても、関係団体と連携を図り、優しいまちづくりを展開します。

《主な取り組み》

- 1 福祉教育（共育）の推進
- 2 出会いの場、話し合いの場づくり
- 3 活動拠点の整備
- 4 移動制約者への対応
- 5 生活困窮者への対応

【基本目標5】 ～社協内部で取り組むこと～を計画しました。

「地域福祉推進のための社協組織運営体制の強化」

地域福祉を推進する団体として法で位置付けられた八雲町社会福祉協議会が、運営を推進していくために必要な条件を整備するため、地域に信頼される組織体制の強化と中・長期的に安定した財政基盤の確立に努めながら今後の活動を進めてまいります。

《主な取り組み》

- 1 組織運営体制の充実、整備〔理事会・評議員会〕
- 2 安定した財政基盤の確立
- 3 事務局体制の充実強化
- 4 町民に届く福祉情報の提供
- 5 行政とのパートナーシップ強化
- 6 地域福祉実践計画の進行管理
- 7 他社協との連携

なお、本計画は、5つの基本目標の下に、主な取り組み事項とそれに基づく具体的施策項目及び年次計画を掲げ策定しています。

4 計画の推進について

(1) 進行管理と評価

この計画の進行管理と評価・見直しについては、理事会において協議していきます。

(2) 財源について

この計画の取り組みにあたり新たな財源が必要となった場合は、町との協議や基金の有効活用等について検討していきます。

(3) 連携の一層の推進

八雲町社協を構成する団体や地域福祉を推進していく団体・個人と、交流や情報・意見交換、相互協力などを一層推進していきます。

5 八雲町社会福祉協議会「新3期地域福祉実践計画」体系図

【基本理念】 【スローガン】

【基本目標】

【主な取り組み】

【具体的な施策】

ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり

誰もがいきいき暮らせる福祉の推進



6 新3期地域福祉実践計画具体的な施策・年次計画

基本目標1 「住民参加・協働による福祉活動の促進」 ～地域みんなで取り組むこと～

住み慣れた地域で安心していきいき暮らすことのできるまちづくりを推進していくためには、地域住民が主体となって活動するという意識を持つとともに、これまで取り組んできた「小地域福祉活動」をさらに推進し、地域のつながりを再構築するため関係機関と連携、協働し、相談・サービス体制の強化、充実に地域の皆さんとともに取り組みます。

【1 住民参加・地域福祉への理解と意識づくり】

具体的な施策	事業内容等	○継続実施 △準備検討 ◎新規						
		30年度	31	32	33	34		
1 地域福祉実践計画の周知・広報	①ホームページ、社協だより等を通じた広報	継続	○	○	○	○	○	
	②各種会台での周知	継続	○	○	○	○	○	
2 ともに支え合う地域づくりの推進	①社会福祉大会の開催 (隔年実施)	継続	○	○	○	○	○	
	②福祉懇談会の開催 (隔年実施)		継続				○	
	③福祉政策への提言・要望活動	継続	○	○	○	○	○	
	④福祉関係団体との連携強化	継続	○	○	○	○	○	
	⑤(仮称)社会福祉法人連絡協議会の設立検討(新規)	△	△	◎	◎	◎	◎	
3 ニーズの把握	①アンケートの実施検討(地域住民のニーズアンケートの実施【未実施】)	△	△	○	○	○	○	
	②情報の共有化を図る仕組みづくり(福祉関係団体の会合への参加【未実施】)	△	△	○	○	○	○	
4 地域懇談会・学習会の開催	①地域懇談会の開催〔八雲町と協働で地域懇談会(新規)開催〕	△	△	◎	◎	◎	◎	

【2 小地域福祉活動の推進】

1 高齢者等見守り活動の推進	①安心ほっとネット活動の促進	継	続	○	○	○	○
	②緊急通報電話機設置事業	継	続	○	○	○	○
	③乳酸飲料無料配付事業（八雲）	継	続	○	○	○	○
	④独り暮らし高齢者訪問事業（熊石）	継	続	○	○	○	○
	⑤見守り活動デーの創設提唱（30年度社会福祉大会において宣言の中で提唱できるよう要検討する【未実施】）	△			○		
2 在宅福祉ふれあい事業の見直し、活性化	①在宅福祉ふれあいサービス事業〔在宅福祉委員会にて見直し検討を促進する〕（新規）	△		△	◎	◎	◎
	②ふれあい広場の開催（八雲）〔毎年開催する〕（新規）	継	続	○	○	○	○
	③家族介護者交流事業	△		△	◎	◎	◎
3 世代間交流、サロン等地域福祉活動の活発化	①ふれあいサロンへの支援（町内会等自主的開催ふれあいサロンへの財政面や運営協力）【未実施】	△		△	○	○	○
	②ふれあいサロンの開設〔八雲地域サロン開設への方策について、ボ連協関係者等との協議の場をセッティングして要検討する【協議着手】〕	△		△	○	○	○
	③世代間交流事業【モデル地区設定実施】（新規）	△		△	◎	◎	◎
	④福祉機器（ベッド・車椅子）貸与事業	継	続	○	○	○	○
	⑤ひとり暮らし高齢者ふれあい事業【モデル地区設定実施】（新規）	△		△	◎	◎	◎
4 地域福祉推進基礎組織の構築・充実	①町内会を基盤とした地域福祉推進基礎組織の構築・充実（町内会連合会、各種連絡協議会等組織づくりについての協議。地域福祉推進基礎組織充実のための人材養成のための研修会、説明会等実施）【モデル地区設定実施】（新規）	△		△	◎	◎	◎

【3 地域における生活課題に対応するための協働、連携の場づくり】

1 地域での協働システムの構築	①地域ケア推進民プラットフォームの構築 (組織の枠を超えて町内会、ボランティア、NPO、PTA など関係機関団体が地域の課題解決に向けて引き続き取り組む)【モデル地区設定実施】(新規)	△	△	△	◎	◎
2 地域社会資源の活用	①地域福祉活動充実のため地域にある福祉施設等の利用、連携、関わりを強化	△	△	◎	◎	◎
3 地域包括支援センターとの連携 ・協働	①包括地域ケア会議への参画、在宅福祉委員会などの場を活用、連携関わりを強化	△	△	◎	◎	◎

基本目標2 地域に根ざした福祉活動の充実 ～社協が支援すること～

地域福祉活動を推進していくためには、地域を担う核となる人材の発掘や育成を図るほか、福祉活動への参加促進のため、情報提供をおこない、地域の組織化、ネットワーキングづくり等を関係団体と連携を図り、福祉活動の活発化、支援体制の整備に取り組みます。

【1 地域の生活課題に向けた支援と取り組み（アウトリサーチ）】 ○継続実施 △準備検討 ◎新規

具体的な施策	事業内容等	30年度	31	32	33	34
1 地域住民福祉組織における支援体制の構築〔各種福祉団体への支援/福祉基金を活用した事業の実施含む〕	①共同募金助成金を活用した助成事業（募金額減少による見直しの検討）	継続	○	○	○	○
	②各種行事・事業への支援・参加協力	継続	○	○	○	○
	③福祉団体の事務局業務支援	継続	○	○	○	○
2 福祉基金を活用した事業の実施	①地域福祉推進活動助成事業	継続	○	○	○	○
	②基金の有効活用の検討（社会福祉協議会事業運営安定のための資金確保【未実施】）	△	△	○	○	○
3 地域住民福祉組織における支援体制の構築	①社協が地域へ入り課題解決、地域福祉活動支援に取り組む（地区担当職員配置検討も含む）【モデル地区設定実施】（新規）	△	△	◎	◎	◎
	②モデル地区設定以外での地域福祉活動への取り込み推進（新規）	△	△	◎	◎	◎
4 地域福祉活動への参加促進、情報提供	①各種福祉団体への運営並びに大会への支援（障がい者、高齢者、児童母子団体等への支援、各種大会、事業への共催、協力の障がい者のふれあい交流事業の実施）（新規）	△	△	◎	◎	◎
5 福祉施設、福祉専門職・機関との連携促進	①地域包括支援センター職員、医療ソーシャルワーカー等福祉専門職・機関との連携促進（新規）	△	△	◎	◎	◎
6 生活支援コーディネーターの機能発揮【モデル地区設定実施】	①生活支援コーディネーターの設置（モデル地区選定、地域の組織化、モデル地区における関係団体、機関等のネットワークづくり、モデル地区での地域懇談会の実施）（新規）	△	△	◎	◎	◎

【2 ボランティア・NPO活動等の推進】

1 ボランティア・NPOや企業など多様な団体との相互連携強化 ＜ボランティア団体の育成支援／①～③＞ ＜ボランティアの養成／④～⑥＞ ＜ボランティア団体との連携／⑦～⑪＞	①ボランティア団体への運営費助成事業	継続	○	○	○	○
	②地域ボランティアの発掘・育成	継続	○	○	○	○
	③ボランティア保険加入支援	継続	○	○	○	○
	④ボランティアスクール等研修会の開催	継続	○	○	○	○
	⑤ボランティア愛ランドへの参加支援	継続	○	○	○	○
	⑥個人ボランティア登録の促進	継続	○	○	○	○
	⑦ボランティア団体との連携強化	継続	○	○	○	○
	⑧災害ボランティアづくり検討（町防災計画は策定済みであるが、町防災計画担当(者)と災害ボランティアづくりについて要検討する。【継続】）	継続	○	○	○	○
	⑨ボランティアセンター事業（個人ボランティア登録促進、活動の場提供）（新規）	△	△	◎	◎	◎
	⑩NPO、企業等新たな機関、団体との連携による地域福祉活動の推進（新規）	△	△	◎	◎	◎
2 地域福祉の核となる人材ボランティアの発掘、育成（ボランティアセンターの機能強化）	①福祉人材バンクの運営（福祉分野における就労斡旋の実施。社会福祉事業への就労促進のための啓発、広報の実施。福祉マンパワー活用講習会の開催。マッチング機能等の強化(福祉・介護人材マッチング支援事業)。高齢者能力開発センターの運営）（新規）	△	△	◎	◎	◎
	①ボランティアコーディネーターの配置検討【検討未着手】（新規扱い）	△	△	◎	◎	◎
	②ボランティア情報誌等広報活動の推進	継続	○	○	○	○
	③ボランティア講座等の開催（地域の新たな担い手、人材の育成、活動周知のため開催）（新規）	△	△	◎	◎	◎
	④（仮称）地域福祉ボランティアリーダー育成講座の開催（新規）	△	△	◎	◎	◎
⑤ボランティア相談窓口の実施（八雲町ボランティア連絡協議会の協力）（新規）	△	△	◎	◎	◎	

2地域福祉の核となる人材ボランティアの発掘、育成 (ボランティアセンターの機能強化)	⑥ボランティア団体への支援と連携強化(ボランティア地域援助活動支援事業、ボランティア連絡協議会推進事業) (新規)	△	△	◎	◎	◎	◎
	⑦防災ボランティアに関する行政、関係団体との連携と体制づくり (新規)	△	△	◎	◎	◎	◎
	⑧社協、防災ボランティアセンターマニキュアル作成 (新規)	△	△	◎	◎	◎	◎

基本目標3 安心して利用できる福祉サービスの実現 ～福祉サービスとして社協が取り組むこと～

福祉サービスを利用している方々が、適切に、かつ安心してサービスを受けられるよう、利用者の立場に立ち、地域における生活課題への総合相談・生活支援体制の構築並びに多様な社会資源の情報提供・連絡調整を行うとともに、制度的なサービス並びに、制度の狭間の生活課題への支援活動の充実を図るため、専門組織・専門職との連携を進めながら各種事業に取り組んでまいります。

また、絶えず利用されている方々の声を聞きながら、その意見をサービス提供に活かせるよう行政と連携を図り利用者の権利擁護体制づくりに努めます。

さらに、介護保険事業所の運営にあたっては、健全経営に努め適切な事業運営に取り組んでいきます。

【1 福祉啓発、情報提供体制の整備】

具体的な施策	事業内容等	○継続実施 △準備検討 ◎新規					
		30年度	31	32	33	34	
1 各種広報活動の充実 (各種広報活動の展開)	①社協だより、ホームページ等を活用した情報提供 (ホームページ/随時新情報を提供している。社協だより/充実強化理解しやすい記事の作成を心がけている。福祉サービスの情報提供に努めているが、シリーズ企画には至っていない。)	継続	○	○	○	○	
	②チラシの作成、発行(社協全体をPRするチラシ等は発行できていない。会費依頼時のチラシのみ。社協を紹介したパンフレットの作成検討。)	継続	○	○	○	○	
	③介護保険事業をつうじた情報提供	継続	○	○	○	○	
	④社協リーフレット作成 (新規)	△	△	◎	◎	◎	
	⑤関係機関、団体等の協力による情報提供体制の整備 (新規)	△	△	◎	◎	◎	

【2 相談支援体制の強化（相談・生活支援事業の推進）】

1 地域包括支援センターとの連携・協働	①地域包括支援センターとの連携強化 (新規)	△	△	◎	◎	◎
2 地域福祉推進基礎組織との連携・協働	①町内会在宅福祉委員会等を通じての相談を関係機関と協働 (新規)	△	△	◎	◎	◎
3 各種相談活動の周知及び体制整備 (総合相談体制の推進)	①心配ごと相談所の運営及び拡充検討（総合相談窓口としての機能・PR強化(広報誌、ホームページの活用)）	継続	○	○	○	○
	②緊急通報電話相談システムの運用	継続	○	○	○	○
	③（仮称）八雲町社会福祉総合窓口相談センター設置事業（他の相談窓口との連携強化） (新規)	△	△	◎	◎	◎

【3 自立生活の支援】

1 生活福祉資金貸付事業の推進 (資金の貸付)	①生活福祉資金貸付事業（相談支援体制の充実、強化）	継続	○	○	○	○
2 生活一時金貸付事業の推進	①応急生活資金貸付事業—生活一時金・小口資金 (滞納世帯の整理)	継続	○	○	○	○
3 行政などと連携した擁護の体制	①生活困窮者自立支援法に係る町社協の関係機関との連携強化（困窮者の早期対応・解決のため、関係機関との連携を図る。） (新規)	△	△	◎	◎	◎
4 日常生活自立支援	①日常生活自立支援事業	継続	○	○	○	○
	②生活支援員の養成・確保	継続	○	○	○	○
	③福祉機器貸与事業	継続	○	○	○	○

【4 在宅福祉サービスの充実】

1 町受託事業の実施	①給食サービス事業(八雲)		継	○	○	○	○
	②移送サービス事業(八雲・熊石)		継	○	○	○	○
	③生きがいデイサービス事業		継	○	○	○	○
2 新たなサービスの展開	①ニーズにもとづくサービスをとどける活動(社協独自の新たなサービス事業について、調査研究を進める計画であるが検討未着手)【未実施】		△	△	○	○	○
	3 老人福祉・地域支援事業の充実			△	△	◎	◎
4 子育て支援事業の充実	①老人福祉事業【モデル地区設定実施】(新規)		△	△	◎	◎	◎
	②地域支援事業【モデル地区設定実施】(新規)		△	△	◎	◎	◎
	③長寿祝い事業【モデル地区設定実施】(新規)		△	△	◎	◎	◎
	①(仮称)ファミリー・サポート・センター事業(健全児等の預かり実施の他に、新たに病児、病後児の実施と共に医療アドバイザーを設置、事業促進。)【八雲地区～モデル地区設定実施】(新規)		△	△	◎	◎	◎

【5 介護保険事業等の充実（推進）】

具 体 的 な 施 策	事 業 内 容 等	30年度	31	32	33	34
1 介護保険事業所の推進（運営） 《指定居宅介護サービス事業及び 介護予防事業》	①通所介護事業所の運営（八雲）	継 続	○	○	○	○
	②居宅介護支援事業所の運営（八雲）	継 続	○	○	○	○
	③訪問介護事業所の運営（熊石）	継 続	○	○	○	○
	④各事業所の安定的な運営、事業展開に向けての協議 （新規）	△	△	◎	◎	◎
	⑤居宅サービスの自己評価及び介護サービス情報の公 表の実施（新規）	△	△	◎	◎	◎
2 障がい者自立支援事業（所）の推進 （運営）	⑤社協の特性を生かした介護保険事業の推進（新規）	△	△	◎	◎	◎
	①訪問介護事業所の運営（熊石）	継 続	○	○	○	○
	②居宅介護・重度訪問介護サービスの提供（新規）	△	△	◎	◎	◎
	③移動支援サービスの提供（新規）	△	△	◎	◎	◎
	④身体障害者デイサービス事業（入浴施設の有効活用の 推進）（新規）	△	△	◎	◎	◎
3 サービス供給体制の充実	①自己評価の実施	継 続	○	○	○	○
	②第三者評価への取組検討（第三者評価を行う事業の 選択と実施方法について、アンケート実施協議と一 緒に検討したが、実施についてはなお調査研究が必 要と判断し、今後の検討課題とした。）	継 続	○	○	○	○
	③家族介護教室の開催【未実施/要検討】	継 続	○	○	○	○
	④パンフレット・チラシ等によるPR活動（顧客獲得 広報活動の実施/パンフレット作成等による町民へ のPR/平成29年7月社協だよりに居宅のチラシ を作成、全戸配布しました。）	継 続	○	○	○	○
	⑤専門性向上の取組強化（年2回独自研修会を企画実 施している。）	継 続	○	○	○	○

基本目標4 人に優しいまちづくりへの展開 ～社協が仕掛けます “福祉のこころ醸成”～

高齢者・障がい者・児童などすべての町民が個人として尊重され、様々な社会活動に主体的に参画できるよう、町民や事業者が協働し、啓発事業などに取り組みながら、優しさを育み福祉のまちづくりを推進します。優しさを育む心の醸成を目的とした事業等を実施し、「福祉教育（共育）」の推進に努めます。

高齢者や移動制約者、生活困窮者に対しても、関係団体と連携を図り、優しいまちづくりを展開します。

【1 福祉教育（共育）の推進】

具体的施策	事業内容等	○継続実施				△準備検討				◎新規	
		30年度	31	32	33	34					
1 啓発・広報活動の充実	① 広報や各種行事などを利用して福祉や生活課題などについての啓発・広報活動を推進します。(新規)	△	△	◎	◎	◎					
2 心のバリアフリーの推進	① 障がいがある人をはじめ、社会的に弱い状況や立場にある人に対する偏見や差別を解消するために、講演会や研修会を実施し、その普及・啓発に努めます。(新規)	△	△	◎	◎	◎					
3 出前講座の活用（社協福祉サービスの周知等）	① 社協の福祉サービスについて、町民が理解を深められるよう、町の出前講座を活かして周知に努める。(新規)	△	△	◎	◎	◎					
4 福祉教育（共育）の推進 （学校等における総合的な学習や生涯学習などとの連携）	① 児童生徒の福祉体験活動事業（支所で実施する事業を継続するとともに、八雲地域での開催について検討する。／八雲地域は未実施。／福祉教育（共育）推進を図るため検討する。／【継続】） ② ボランティア活動普及校助成事業（共募、道社協の助成を受けて継続実施する。熊石地域の学校への働きかけをしていく。／ボランティア指定校は現在なし。引き続き働きかけしていく。【継続】） ③ 児童生徒のボランティア事業への参加促進（ボランティアスクール・ボランティア愛ランドへの継続参加を促進するほか、ふれあい広場など児童生徒の参加可能なボランティア活動への呼びかけを進めていく。／平成25年度を最後に参加校はなし。引き続き働きかけをする。【継続】）	△	△	○	○	○					

4 福祉教育（共育）の推進 （学校等における総合的な学習や 生涯学習などとの連携）	④町民の福祉に関する諸問題や障がいのある人や高齢者 などへの正しい理解を深めるために、学校等における 総合的な学習や生涯学習などと連携して福祉教育を充 実します。（新規）	△	△	◎	◎	◎
---	--	---	---	---	---	---

【2 出合いの場、話し合いの場づくり】

1 出合いの場の確保	①社協や福祉団体等との連携を図り、住民が地域の多様 性を理解し共感することができるように、さまざま な体験を通して地域で暮らす多様な人々の生活上の課題 について話し合い、相互に学習できる場を確保します。 （新規）	△	△	◎	◎	◎
2 話し合いの場の確保	①住民同士の協働を生み出すための話し合いの場や、地 域における生活課題を解決するために話し合う場を確 保します。（新規）	△	△	◎	◎	◎

【3 活動拠点の整備】

1 公共施設の活用	①地域における支え合い活動が活発に行われるよう、引 き続き公民館やコミュニティセンター、地域会館、学 校などを活動拠点として利用を進めます。（新規）	△	△	◎	◎	◎
2 活動の場の発掘	①社協や商工会等の各団体と連携し、地域に埋もれてい る地域福祉活動の拠点として活用できる場を発掘しま す。（新規）	△	△	◎	◎	◎

【4 移動制約者への対応】

1 移動制約者への対応	①公的交通機関のＪＲ各駅舎や函館バス各バス停留所 まで行けない移動制約者の実情把握に努める。（新規）	△	△	◎	◎	◎
2 活動支援の検討	①誰でも、何処にも行ける仕組みづくりを構築するため、 移動支援サービスの検討に努める。（新規）	△	△	◎	◎	◎

【5 生活困窮者への対応】

1 貧困の連鎖の防止	<p>①子どもの貧困対策における実態調査・支援検討への取り組みに努める。(子どもの居場所づくりや学習支援、「孤食」などを防止する取り組みの検討と支援をする。 (新規)</p>	△	△	◎	◎	◎	◎
------------	---	---	---	---	---	---	---

基本目標5 地域福祉推進のための社協組織運営体制の強化 ～社協内部で取り組むこと～

地域福祉を推進する団体として法で位置付けられた八雲町社会福祉協議会が、運営を推進していくために必要な条件を整備するため、地域に信頼される組織体制の強化と中・長期的に安定した財政基盤の確立に努めながら、今後の活動を進めてまいります。

【1 組織運営体制の充実、整備（理事会・評議員会）】

具体的な施策	事業内容等	○継続実施 △準備検討 ◎新規						
		30年度	31	32	33	34		
1 地域に根ざした役員体制の確保	①各層からの役員確保（役員並びに評議員選出規程に基づき単位団体から役員が選出されており、確保されている。）	継続	○	○	○	○	○	
	②役員研修の実施（役員研修会年1回開催(独自)の他、役員セミナー、渡島噴火湾社会福祉協議会連絡会議等への出席。）	継続	○	○	○	○	○	
	③各種委員会活動の強化（総務福祉委員会／年2回程度開催、在宅福祉委員会／年2回程度開催。）	継続	○	○	○	○	○	
2 組織・機構の見直し	①効率・効果的な組織、機構の見直し（新規）	△	△	◎	◎	◎	◎	

【2 安定した財源基盤の確立（安定的財源の確保）】

1 会員、会費制度の理解。加入促進（会員の加入促進）	①個人会員の全戸加入促進（現状／会員加入数の減。会費加入依頼時チラシ作成配布。）	継続	○	○	○	○	○
	②賛助会員の加入促進（現状／共同募金協力店と賛助会費加入名簿を比較し、新規加入依頼先検討の結果、賛助会員加入数増。）	継続	○	○	○	○	○
2 公的財源の安定確保（財源の確保）	①町からの補助金・委託金の財政支援、確保（新年度予算作成時、八雲町へ要望書の提出。）	継続	○	○	○	○	○
	②共同募金運動への積極的協力（街頭募金(役職員立哨)、大口募金集め協力(役職員)、大口募金加入(役職員)）	継続	○	○	○	○	○

2 公的財源の安定確保（財源の確保）	③愛情銀行寄付への呼びかけ強化（現状／寄付金の減少）	○	○	○	○	○
	④新たな自主財源確保の検討（道社協の検討内容を見ながら検討する。）【未着手】（新規扱い）	△	△	◎	◎	◎
3 自主財源の確保	①広告事業の検討（社協だより等印刷物広告事業などの取り組みを検討する。）（新規）	△	△	◎	◎	◎
	②中期財政計画の策定（新規）	△	△	◎	◎	◎
4 健全経営	①適正な財務運営の推進	継続	○	○	○	○
	②財務内容の透明性の確保（財務諸表を公開し透明性を図る。）	継続	○	○	○	○

【3 事務局体制の充実強化（事務局運営体制の充実）】

1 職員の資質向上、専門性の確保	①計画的・継続的な研修計画の樹立（職員研修年2回（法人・在宅係担当予算なしで1回、居宅・デイ係担当予算50千円で1回））	継続	○	○	○	○
	②資格取得支援の充実検討（職員資格取得助成金支給規程を制定（平成25年7月23日施行）。規程により福祉分野の資格を取得した者に30千円を限度に助成。資格取得の促進が図られている。資格の取得をさらに推進し、より専門性の高いサービスの提供が望まれることから、助成金の増額を検討する。）	継続	○	○	○	○
2 事務局組織運営体制の強化	①個人情報保護の保護、苦情処理体制の充実（新規）	△	△	◎	◎	◎
	②組織運営体制等の検討をするため強化対策委員会の設置・開催（新規）	△	△	◎	◎	◎
3 適切な人事・労務管理	①キャリアアップや職責に応じた処遇の実施	継続	○	○	○	○
	②業務に応じた職員の適正確保	継続	○	○	○	○

【4 町民に届く福祉情報の提供】

1 各種広報活動の充実	① 社会福祉大会の開催	【隔年開催】	継続	○	○
	② 福祉懇談会の開催	【隔年開催】	継続	○	○
	③ ふれあい広場の開催（八雲）〔毎年開催する〕		継続	○	○

【5 行政とのパートナーシップ強化】

1 地域福祉推進の基盤整備の働きかけ	① 社協地域福祉事業について行政との意識の共有化を図りながら推進する。 (新規)		△	△	◎
	② 八雲町総合計画（基本計画）及び各種福祉推進計画等の地域福祉実践計画の一体的推進（各計画で一体的に策定した取り組みについて協働、協力し、推進を図る。 → 次期計画策定共同開始） (新規)		△	△	◎

【6 地域福祉実践計画の進行管理】

3 地域福祉実践計画の進行管理	① 地域福祉実践計画の進捗状況の把握、評価、見直し (地域福祉実践計画推進委員会を新2期に引き続き新3期策定後においても社協役員により計画の進行管理等を行う委員会を設置して開催していく。) (新規扱い)		△	◎	◎
-----------------	---	--	---	---	---

【7 他社協との連携】

<p>1 災害救援活動の相互支援（当社協における災害ボランティアセンター設置への体制づくり等）</p>	<p>①救援活動に必要な物品資材等の整備（ヘルメット購入済み。救援活動各種事業等にも活用する。）に必要となるジャンパーを「社協」と「ボ連協」の名入で各30着購入した。）購入した物品を保管管理している。</p> <p>②社協における災害ボランティアセンター設置及び体制づくり（新規）</p> <p>③災害ボランティアセンター設置・運営・災害救助活動マニュアルの作成（道社協で災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの策定・促進を図っている。）（新規）</p>	<p>継 続</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>2 道内社協との連携促進</p>	<p>①渡島噴火湾社会福祉協議会連絡会議との連携促進（近隣社協との連携深めていくため、長万部町・森町・鹿部町・八雲町社協の連絡会議が平成26年度に設置された。渡島噴火湾社会福祉協議会連絡会議平成30年度八雲町開催。）</p> <p>②先進的事業の情報収集（職域に応じた研修に参加）</p>	<p>継 続</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
		<p>継 続</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>

7 八雲町社会福祉協議会新3期地域福祉実践計画策定委員会委員名簿

委員会 役 職	委 員 氏 名	選 出 母 体	社会福祉協議会 役 職 名
委員長	秋 松 等	学識経験者	会 長
副委員長	長 江 隆 一	町内会等連絡協議会	副会長
副委員長	宮 田 千 秋	学識経験者	副会長
委 員	佐 藤 弘	町内会等連絡協議会	理 事
委 員	大 野 尚 司	町内会等連絡協議会	理 事
委 員	能 代 常 男	民生委員協議会	理 事
委 員	目 谷 朝 子	民生委員協議会	理 事
委 員	竹 内 弘	老人クラブ連合会	理 事
委 員	佐 橋 忠 男	身体障害者福祉協会	理 事
委 員	小 西 寿美子	子供会育成連絡協議会	理 事
委 員	川 口 洋 子	ボランティア連絡協議会	理 事
委 員	相 木 愛 子	社会福祉施設	理 事
委 員	小 林 元 彦	社会教育関係団体	理 事
委 員	吉 村 達 巳	学識経験者	理 事
委 員	和 高 敏 明	学識経験者	理 事
委 員	干 場 光	学識経験者	監 事
委 員	岩 佐 隆 治	学識経験者	監 事

8 新3期地域福祉実践計画策定委員会開催状況

回	開催年月日	協議内容等
第1回	平成30年 3月 9日	新3期地域福祉実践計画素案・具体的施策の事業内容等について協議 【素案→計画（案）へ移行】
	平成30年 4月27日	新3期地域福祉実践計画（案）について最終意見等取りまとめ【役員（理事・監事）よりパブリックコメント】調整整理
第2回	平成30年 6月 1日 【理事会開催前に開催】 平成30年度 第1回理事会	新3期地域福祉実践計画（案）について最終協議（最終確認等） 新3期地域福祉実践計画理事会において承認決定
第3回	平成30年 6月15日 平成30年度 第1回評議員会	新3期地域福祉実践計画評議員会において承認決定 【新3期地域福祉実践計画策定決定】

